

## 第13回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和3年3月23日（火）  
船橋市保健福祉センター3階  
保健検査室、歯科検診室

### [議題]

#### ○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

#### ○開会後

1. 「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」の見直しについて
2. 次回の会議について

### [開会前]

#### 1. 事務局説明

本日、欠席者なしの旨報告があった。

#### 2. 保健所長あいさつ

##### ○保健所長 船橋市保健所長の筒井でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃本市市政に対するご理解ご協力をいただいていること、またコロナ禍であるにもかかわらず、会議にご出席いただき誠にありがとうございます。3月21日に新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解除されたが、船橋市においてもまだ予断を許さない状態であります。そのような中で、本日お越しいただいたことに大変感謝しております。

この会議でありますが、前回までに条例案の考え方について議論させていただき、本日からは、「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」について議論をお願いしたいと考えております。

本日は、ガイドラインの見直しについて、市として一定の方向性を示したいと考えておりますので、それぞれご専門の立場から活発なご議論をお願いします。

また、前回までご議論いただいた条例案については、議会に上程しておりますので、その進捗状況や内容につきまして、後程会議の中で報告させていただきます。条例が改正された場合には、しっかりと準備し、周知等を進めていきたいと考えております。

終わりになりますが、新型コロナウイルス感染症対策はまだ予断を許しませんが、委員の皆さんもお気を付けいただき、しっかりと感染防止対策をとっていただくことをお願いいたしまして、会議開催の挨拶とさせていただきます。

### 午後2時5分開会

会議の公開・非公開、傍聴者について  
中村会長から、本日の会議は公開とすること、5人の傍聴申し出があったことの報告があった。

### [傍聴者入室]

1. 「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」の見直しについて  
[説明]

○衛生指導課長 資料1-3、令和3年第1回船橋市議会定例会に上程した「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑応答（主なもの）をご覧ください。

この対策会議の場にて協議を重ねていただいた「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）」を令和3年第1回船橋市議会定例会に上程しており、これまでに行われた審議の中での、主な質疑応答を報告する。資料には本会議での議案質疑と、健康福祉委員会での質疑に分けて記載している。

まず、議案質疑の一番目をご覧ください。「条例改正に伴い、どのように普及啓発を行っていくか」という質問です。

市としても条例案に、市の責務として新たに普及啓発を明記しており、これまで以上に伝わる方法を工夫する必要を感じているので、「SNS等も含め、新たなメディアも積極的に活用しながら、あらゆる機会を捉えて目にとめていただける周知啓発に努める」とお答えした。

二番目です。飼い主のいない猫、地域猫活動を改正条例に入れなかつたのはなぜか。

これにつきましては、本対策会議において、すでにあるガイドラインを見直すことを協議いただいているので、「今後、条例改正にあわせてガイドラインについても見直しを行い、飼い主のいない猫への対応として地域猫活動やTNR事業、法に基づく引取りと譲渡まで幅広く示すことを考えている。」旨をお答えした。

三番目をご覧ください。「猫への給餌に関する看板に、地域猫活動に対する誤解を招く表現があるため、そのような表記を改めてもらえるような取組みはできないか。」との質問です。

看板の表記については、以前の議会でも「給餌を禁止する旨が書かれているだけで、禁止する範囲や理由、所管課が不明である、マナーを呼び掛ける内容とすべきである。」との指摘があり、対応が求められている。これに関して「府内で看板設置をしている部署に対して統一的な文言等の話をしたことがな

かった」ため、今議会に先立つ「2月2日に、関係する部署と初めて飼い主のいない猫に対する共通認識を図るために協議を行った。」こと、「この協議は定期的に開催したいと考えており、この中で愛護と管理の両面を外れない内容の看板設置についても、話をしたいと考えている。」旨をお答えした。なお、関係部署との協議については、今月中にも二回目の協議を行う予定です。

次に、資料1-3の裏面をご覧ください。健康福祉委員会での主な質疑について紹介する。

一つ目です。趣旨を目的へと改め、条例の目的を明示したことについては、「評価する」との意見を複数いただいた。その上で「趣旨を目的と改めた理由と『人と動物との調和のとれた』の具体的なイメージはどういったものかと質問があった。

これに対しては、「地域社会において、動物の愛護や、快適な生活環境の確保、動物からの危害防止等、動物に関連する多様な側面について、いずれかに偏ったり、いずれかをないがしろにすることなく、全体として調和を図りながら動物と共に生きていくこと。」であり、「動物のことで人と人がいがみ合うことのない世の中を目指す。」ことであるとご説明した。

二番目をご覧ください。

議案質疑でも、ガイドラインの見直しを行うことについてお答えしているが、この「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」の改正時期と方向性について質問があった。

改正時期については「条例施行の7月までの見直しを目指している。」ことをお答えした。方向性としては「地域の合意形成の方法や地域ごとのルール作り、問題が発生した場合の対処方法等を見直し、猫の望ましい飼育について愛護と管理の両面から具体的な方法を示す。」と説明した。

対策会議委員の皆様には、今後の指針となるガイドラインの見直しという重要な内容について、限られた時間の中で協議いただき、まとめ上げていくスケジュールとなるが、目標に向けて、ぜひ、ご協力をお願いします。

なお、健康福祉委員会の採決結果は、改正案につ

いて全会一致で可決されているので、明日3月24日の本会議での議決を待つところとなっており、可決されると、条例が正式に改正され、公布される運びとなる。

資料1-3の説明は以上です。

○動物愛護指導センター所長 資料1-1をご覧ください。前回、猫の飼育・管理に関するガイドライン、及び地域猫活動のあり方について意見をいただいたところだが、意見とそれに対する市の考え方について説明する。

まず、一つ目として、ガイドラインについて、

- ・作成目的を明確にすること
  - ・パンフレットは別にわかりやすいものを作成する
  - ・簡潔に分かりやすい物を目指したい
  - ・シンプルか現状路線かは、行政で決めてよい
- という意見があった。

それに対する市の考え方として、

- ・「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指すため、船橋市としてガイドラインを作成し、動物を飼う場合の基本的な指針として位置付ける
  - ・動物の適正飼養や地域猫活動に関するルール等ができるだけシンプルにまとめる
  - ・ガイドラインの個別の内容は、パンフレット等にして、具体的にホームページやSNS等で周知していく
- と考えている。

続いて、

- ・環境省のガイドラインと関係性を明確にして、環境省をベースとして、船橋市特有の事情や上乗せすべき事項を入れる

との意見に対して、

- ・条例改正に係る事項の追加、地域猫活動に関するルールの補足等を行い、環境省をベースとして、船橋市に必要な遵守すべき事項を補足していきたい
- と考えている。

次に、二番目の地域猫活動のあり方についてですが、

- ・市として、地域猫活動に対して、積極的・肯定的な立場を取るのか、容認的な立場なのか、そのスタンスは明確にした方がよい、例えば推奨する場合は、

登録団体を増やす、登録要件の緩和や登録メリットの付与等、推奨しない場合として、登録要件は厳格なまま、特にメリットなし。

これに対して市の考え方として、

・地域猫活動は、TNR事業及び法に基づく引取りと並ぶ、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないための一つの手段としてとらえていることから、地域の合意を得て、不妊手術を施し、地域のルールに基づいた管理をすることが重要と考える

・地域の合意が得られる場合は、地域猫活動を推進するほか、TNR活動、法に基づく猫の引取り、猫避け機の貸出し、給餌者への指導も合わせて提示し、地域の実情に合わせて検討していただきたいと考える。

次に、

・地域の合意（自治会の承認）が重要であり、地域の合意のあり方や取り方、苦情対応・処理については、指針やアドバイスがあればよい

との意見に対する市の考え方として、

・地域の合意、苦情への対応は、地域猫活動を実施する上で重要であることから、地域の合意（自治会の合意）のあり方や取り方、苦情への対応に関しては、検討して記載する

と考えている。次に、

・地域猫活動の場所に看板を掲げることや、活動をする人に活動中等と表示した腕章等を付ける

との意見に対する市の考え方として、

・地域猫活動者の責任で苦情対応する等、適正に管理するのであれば無責任な餌やりと区別できるため、ガイドラインに盛り込むことについて検討していきたい

と考えている。次に、

・地域猫活動に取組む際、町会・自治会等、猫の苦手な方、猫の管理に反対の方にも参加を呼び掛ける

とあるが地域猫に理解できている町会・自治会長が2~3割あるかどうか（会長職1年交替が7~8割）の状況では非常に難しいと思う。話し合いの場に行政が参加し、地域猫の詳細説明をし、地域猫活動への理解と協力を要請すべき

との意見に対する市の考え方として、

- ・地域猫活動を実施する場合、話し合いの場に動物愛護指導センターや地域猫活動に詳しい動物愛護推進員を派遣する等、適切な活動への理解と協力を要請すべき

と考えている。次に、

- ・地域猫活動は、むやみに活動団体を増やすより、現状の方が色々とコントロールしやすいのではと思う

との意見に対する市の考え方として、

- ・飼い主のいない猫対策で行う取組みの内容は、地域猫活動、TNR活動、猫の引取り等様々なものがあり、地域の状況や住民の方一人ひとりの考えも多様なため、それぞれの地域の実情に沿って住民の方が実施できる対策を検討していただくことを示すと考えている。次に、

- ・実際の活動場所を見て、活動者から話を伺いたい
- ・地域猫活動者の声も反映させるべき
- ・「飼い主のいない猫のあり方アンケート」を広報やホームページ、またはリサーチ会社等を利用して行い、活動者の生の声を沢山集めたほうが「猫とのよりよい共生」に繋がると思う

との意見に対する市の考え方として、

- ・ガイドラインの内容を実際に地域で運用できるよう、活動者の意見を聴取し、船橋市で実施する地域猫活動として適切なものを反映させた改正を目指したい

と考えている。次に、三番目のガイドラインの改正内容等について、

- ・災害発生時における同行避難や避難所でのペットとの生活の心得、備えておく物等を記載する
- ・環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」も巻末資料に載せてほしいが、QRコードで読み込めることもよい
- ・相模原市を参考に、猫を飼い始める時に必要な費用（ワクチン代、不妊手術代）と、毎年必要な費用（キャットフード、猫砂）を掲載するのも、これから飼いたい人に参考になる
- ・猫が食べると中毒を起こす食品を掲載する

との意見に対する市の考え方として、

- ・改正条例の内容の、動物を飼い始める前に考えること、動物が飼えなくなった場合に新しい飼い主を探す取組み、飼い猫の屋内飼養の努力義務、災害対策、多頭飼育の届出

- ・国のガイドラインを参考に示す

ことを考えている。次に、四番目のガイドラインの普及啓発、その他の意見として、

- ・ガイドラインの内容を譲渡者や飼い主のいない猫の不妊手術事業のお知らせの際に、周知することで、地域猫活動の普及や地域のコミュニケーションにつながる

- ・前回作成時は時間がかかったので、今回は日程的に間に合うか気になる。市が標題を個別に出し、メール等で委員の意見をまとめる、又はzoom等でミーティングを行う等、進められないか

との意見に対する市の考え方として、

- ・準備をしっかりとし、効率よく意見を聴取できるよう取り組んでいく

と考えている。説明は以上になる。

続いて、資料1-2をご覧ください。委員の皆さんからいただいた意見を受け、船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインの見直しについて、市の考え方を説明する。

スライド2ページをご覧ください。市のガイドラインの構成です。

このガイドラインは、「人と猫の共生」の実現を目指し、平成23年に策定されたものです。作成当時の基本的な考え方は、当面の間の対策として、飼い猫は完全屋内飼い、飼い主のいない猫は地域猫へと移行させ、適切な飼育管理を行うことで、猫の飼育に伴う近隣への迷惑等の問題を減少させるというもので、猫の本能・習性、飼い主の責務と飼い猫の適正飼育、飼い主のいない猫対策として地域猫活動について記載されている。

スライド3ページをご覧ください。ガイドラインの見直しの方向性について説明する。

今回の条例改正案で、新たに条例の目的を明確にした。具体的には、動物の健康及び安全を保持し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並

びに生活環境の保全上の支障を防止することで、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」に資することを加えた。これは、動物の愛護や、快適な生活環境の確保、動物からの危害防止等、動物に関する多様な側面について、いずれかに偏ったり、いずれかをないがしろにすることなく、全体として調和を図りながら動物と共に生きていくことを目的として加えている。

ガイドラインの見直しについても、「人と動物との調和のとれた共生社会」を目指すことを目的と改正することと考えている。

改正の方法は、まず国のガイドラインに則した内容に見直すこととする。

また、現行ガイドラインは、猫の適正飼育についての記載のみとなっているが、見直し後は、飼い犬の適正飼育についても加えたいと考えている。

飼い犬、飼い猫の適正飼育については、法律や条例等で規定されていることを分かりやすく加え、飼い主のいない猫との関わり方については、地域住民、給餌者、地域猫活動者、市のそれぞれの望ましい位置付けを指針として示していくことを考えている。

スライド4ページをご覧ください。ガイドラインの見直しの手順について説明する。

一番目として、国のガイドラインと比較し、具体的な記載項目を検討する。本日、記載項目案の一覧を作成したので、後程協議いただきたいと考えている。

二番目として、飼い主のいない猫対策について、現状と課題を明確にし、飼い主のいない猫対策の考え方や地域猫活動のあり方を整理した上で、ガイドラインに反映したいと考えている。

最後にその他として、前回の会議後に意見とももいただいたが、地域猫活動を行う方から意見を聴取することについても協議いただきたいと考えている。

スライド5ページをご覧ください。「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（環境省）」との比較になる。

お手元に、参考資料として、国のガイドラインと市のガイドラインを事前に配布したが、スライドで

示した事項が、国のガイドラインに記載があり、市のガイドラインに記載のない事項になる。

これから犬や猫を飼いはじめる方へ、高齢犬や高齢猫の飼育について、複数頭飼育、室内飼いや集合住宅で飼育する際の注意事項、犬の飼い方やしつけに関する事項、猫による迷惑防止策についてが、現行の市のガイドラインに記載がない。その他、高齢化社会が進んでいる中で、シルバー世代のペットの飼い方についても啓発が必要と考える。

スライド6ページをご覧ください。ここからは、具体的な記載項目を列挙した。スライドに示した、

(a)～(h) のアルファベットは、前のスライドの国のガイドラインに記載があり、市のガイドラインに記載のない項目のアルファベットと対応している。

これから犬や猫を飼いはじめる方へとしては、犬や猫を飼う前に、犬や猫を飼うことは、その一生について責任をもって面倒を見ることであること、犬や猫の起こしたトラブルは、全て飼い主の責任であること、犬や猫を飼うのに愛情はもちろん必要だが、生態や習性を理解し、自分が最後まで責任を持って飼えるのか等、飼い始める前によく考える必要があることを示すことを考えている。

記載項目として、

- ・住環境として、犬や猫を飼える住居か、転居や転勤の予定はないか
  - ・周囲の人々への配慮し近隣に迷惑をかけないように飼育できるか
  - ・家族の同意が得られているか
  - ・飼い主に動物アレルギーはないか
  - ・動物を飼うのに十分な体力があるか
  - ・例えば、散歩をする時間がとれないのに、運動が必要な犬を飼いたい等、飼いたい犬や猫が自分のライフスタイルに合っているか
  - ・自分の年齢とペットの寿命を考慮しているか
  - ・毎日の世話や犬や猫の一生にかかる費用を考えてみたか
  - ・飼い主の病気やケガ等で、万一、飼えなくなったときのことを考えているか
- 等の記載を検討している。

スライド7ページをご覧ください。

犬の飼育については、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例等により、様々な規制がある。しかし実際は、例えば、犬の登録について知らない飼い主、狂犬病予防注射を毎年接種しなければならないことを知らない飼い主も見られる。ガイドラインでは、なかなか読む機会がなく、また難しい法律等の内容を分かりやすく示していきたいと考えている。

また、今回の条例改正案で加えた、多頭飼育の届出についての記載や、シルバー世代が飼っていたペットが飼い主の事情により取り残される事例が多くあり、シルバー世代とペットに関する事項も記載したいと考えている。

スライド8ページをご覧ください。

猫の飼い主の方へについては、多くは犬の飼い主の方への内容と重複した事項となる。

飼い猫の屋内飼育については、屋内飼育のメリットとして、近隣へのふん尿被害やいたずら等のトラブルの防止や感染症、交通事故、迷子やケンカ等の危険から猫を守ることの記載を考えている。

また、屋内の適切な飼育環境の作り方や、逸走防止方法等の例示を加え、猫が健康で安全に屋内で暮らせる方法を示す考えている。

スライド9ページをご覧ください。

飼い主のいない猫対策については、現行ガイドラインでは、地域猫活動のみの記載となっているが、その他の対策として、TNR活動、法に基づく引取り、法に基づく指導、猫による迷惑防止対策等も合わせて示す考えている。

また、不妊手術、餌の管理や排泄物の適切な処理等を行い、周辺にお住まいの方へ迷惑をかけないことが重要であること示したいと考えている。

その他として、市、獣医師会、動物取扱業者、ボランティア、自治会等の責務、役割や連携について、関係法令や相談・届出窓口についても示したいと考えている。

スライド10ページをご覧ください。ここからは、

2. 飼い主のいない猫対策について説明する。スライドは、4ページのガイドラインの見直し手順を抜粋

したものです。

スライド11ページをご覧ください。まず、船橋市の現状について説明する。

船橋市は、人口約64万人、世帯数約29万世帯を擁し、全国的にも人口が密集した都市です。

令和元年度の市民意識調査では、「猫に関し困った経験がある」と回答した人が41.2%おり、多くの市民が猫のふん尿等の被害に困っていると回答した。

「猫に関し困ったこと」の内訳は、「猫のふん尿」が71.4%で最も高く、次いで「敷地内への侵入」(55.7%)、「猫の鳴き声」(34.9%)、「猫によるゴミ荒らし」(21.6%)であった。

また、令和元年度の「所有者の判明しない猫の引取り数」は250匹、動物愛護指導センターに寄せられた「猫の苦情件数」は248件あり、毎年同様の件数の引取りや苦情がある。

一方、平成23年度に地域猫活動を開始したが、一部の活動団体がふんの始末をしないこと等から地域住民とトラブルになり、地域猫活動に対する理解が得にくくなっている状況も見られた。

これらを踏まえ、船橋市は住宅密集地であり、猫を飼育する場合、不適正な飼育等から飼い主や給餌者・地域猫活動者とその近隣住民等の間でトラブルが発生しやすく、一定のルールを定めることが必要と考えている。

スライド12ページをご覧ください。

ガイドラインの見直しをするにあたり、猫の分類とその考え方について共通の認識としておくことが必要と考える。

まず、法律や条例に則り、所有・占有の意思をもって飼育される猫を「飼い猫」と分類している。所有・占有の意思がなく飼育されている猫は「飼い主のいない猫」と分類できる。

次に、「飼い猫」について、屋外に出ることのない「屋内飼育猫」と、屋外と屋内を行き来する「出入自由猫」、屋外だけで飼育される「屋外飼育猫」に分類できる。

一方、「飼い主のいない猫」については、地域の合意を得て飼育管理されている場合には「地域猫」と

分類し、地域の合意のない猫は「野良猫」と分類できる。

赤い枠で囲んだ猫については、屋外にいる場合、外見上、飼い猫か、地域猫か、野良猫かの判別が困難である。

また、周辺環境に被害があり、所有者が判明しない場合は、法に基づく引取りの対象となり得る猫となる。

また、緑で塗った猫については、飼い主又は地域猫活動者により、責任をもって飼育・管理される猫と考える。

スライド13ページをご覧ください。屋外の猫による問題点と必要な対応について示した。

先程のスライドで示したように、屋外にいる猫は外見上判別は困難だが、飼い猫、地域猫、野良猫の場合を考えらる。

いずれの猫にしても、恣意的に給餌した場合、繁殖により地域で猫が増加することになったり、排泄物による環境被害に繋がり、給餌者と周辺にお住まいの方とのトラブルを招く。周辺にお住まいの方へ迷惑をかけないために必要な対応として、飼い猫は屋内飼育し、所有明示することが必要である。

また、餌を与える場合は、周辺住民の理解を得る、排泄物を処理し、不妊手術や餌の管理をする、その他に生活環境の保全として、ネコノミの発生が苦情になる事例もあるので、衛生害虫の発生を防止すること等も必要と考える。

また、猫による被害には給餌者の責任と考え、苦情には給餌者が対応が必要と考える。

そして、できる限り、飼い猫とした上で屋内飼育したり、新しい飼い主へ譲渡する努力も必要と考える。

スライド14ページをご覧ください。

現行ガイドラインは、飼い主のいない猫対策として、地域猫活動のみの記載となっている。これまでの会議で説明してきたように、飼い主のいない猫対策については、TNR活動、法に基づく引取り、法に基づく指導等様々な方法が考えられ、ガイドラインにはこれらを示し、地域の状況や住民の方一人ひとりの考え方も多様なので、様々な選択肢の中の組

合せから、それぞれの地域の実情を踏まえて、地域においても実施できる対策を検討していただけるよう示すことを考えている。

スライド15ページをご覧ください。飼い主のいない猫対策における、地域住民、給餌者、地域猫活動者、市のそれぞれの位置付けの一例を示した。

市民意識調査や苦情数に表れているように、沢山の地域住民が猫に関する被害等に困っている。地域住民が、被害の相談や飼い主のいない猫対策の相談や検討をしたいとき、市は、環境被害がある場合は猫の引取り、猫避け機の貸出し等の対応が可能である。また、地域で猫対策に取組みたい場合は、飼い主のいない猫の不妊手術事業や地域猫活動の普及啓発やノウハウの提供を行う。

一方、地域住民の方には、給餌者を特定していただき、可能であれば、被害の原因等について給餌者と話し合いも行っていただきたいと考える。

地域猫活動を含む給餌者の方は、被害への対応や猫の管理が必要であり、これらを行っていただくことで、地域猫活動やTNR活動等への地域住民の理解と協力が得られるようになり、活動に繋がることとなる。

また、不適切な餌やりをする給餌者や地域猫活動者に対しては、市は、指導を行う。指導を行っても、環境被害が継続する場合は、猫の引取りを行い対応することも考えられる。

そして、地域猫活動やTNR活動に取り組む場合は、飼い主のいない猫の不妊手術事業や、民間団体等と協働した支援を行う。

スライド16ページをご覧ください。市が考える地域猫活動について説明する。

目的は、当面の間、地域の猫によるトラブルを軽減しつつ、その猫の命を全うし、将来的に飼い主のいない猫を減らしていくことである。

地域猫活動のあり方は、地域の合意を得たルールを作り、そのルールに基づいて猫を適切に飼育管理することであり、地域で共通の認識を持つことが必要と考える。

活動のポイントとしては、

- ・活動を行うこと、及び活動のルールに関して地域

住民の合意、町会自治会の合意を得る

- ・地域に暮らす人が、地域猫活動者（地域猫の世話をする人）となり、地域猫活動者を明示する
- ・活動地域、及び管理する猫を明示する
- ・地域猫活動者が、不妊手術を行う（TNR事業の活用が可能）
- ・地域猫活動者が責任を持って排泄物を処理する（管理する猫以外の排泄物を処理することも必要）
- ・地域猫活動者の中から代表者を決め、猫に関する苦情やトラブルを責任を持って解決する
- ・新しい飼い主を探して飼い猫にするよう努める
- ・市は、地域猫活動の普及啓発（ガイドラインの普及）、不妊手術事業の実施、民間団体と連携したノウハウの提供、適正飼養の指導等を行う

ことが挙げられる。

スライド17ページをご覧ください。市が考える地域猫活動の目的やあり方を踏まえ、現行の市ガイドラインの問題点の一例と対応案を示した。

前回会議でも説明したが、作成当時は、まずは地域猫活動を推進するために、地域猫活動を実践できる給餌者が活動しやすいガイドラインの内容とするよう検討された経緯がある。そのため、活動の実際は地域のルールに任せるとし具体的な記載を行わなかつたり、苦情対応を市の役割として記載する等、地域住民に活動を理解してもらうための方法が不足していたと考えられる。この結果、地域住民の合意が不十分なまま、給餌が行われ、地域猫活動者が猫に関する苦情やトラブルに対応しないことが、地域猫活動の理解を阻害することとなり、また管理する猫が明確でないため猫による被害に関する責任の所在が曖昧となり、トラブルが解決せず、地域猫活動が理解されないことに繋がってしまった。

のことへの対応案として、

- ・地域の理解と合意を得るために必要な手順を示す
- ・地域猫活動者、及び管理する猫を明確にし、地域猫活動者が、責任を持って排泄物を処理し、猫に関する苦情やトラブルを解決することを示す
- ・市の役割として、地域猫活動の普及啓発（ガイドラインの普及）、不妊手術事業の実施、民間団体と連

携したノウハウの提供、適正飼養の指導等を示すこれによって、地域猫活動が地域住民に理解されることに繋げる。

なお、地域猫活動団体の登録の要否等について、ガイドライン見直し後に検討予定である。

スライド18ページをご覧ください。

最後に、ガイドラインの見直しにあたり、委員の皆さまから意見をいたいただいたが、地域猫活動者からの意見聴取の要否について協議いただきたいと考えている。

説明は、以上です。

.....

○中村会長 ありがとうございました。只今の説明について、初めに、資料1-1「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン及び地域猫活動のあり方に係る動物愛護管理対策会議委員から提出された意見について」、何か質疑のある方、挙手を願う。

(発言者なし)

○中村会長 こちらについては、資料1-2「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインの見直しについて」で詳しく説明をいたいただいたので、そちらで質疑を進めるということでよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○中村会長 続いて、資料1-2「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインの見直しについて」の議論を行う。議論については、論点毎に議事を進行する。

まず、スライド3ページ、ガイドラインの見直しの方向性について、人と動物との調和の取れた共生社会の実現を目指すという説明があった。これは、今後ガイドラインを見直すにあたり、根幹となるテーマと考えるが、事務局から再度、人と動物との調和の取れた共生社会の実現を目指すところ、あるべき姿がありましたら説明いただけますか。

○動物愛護指導センター所長 人と動物との調和の取れた共生社会の実現の我々が考えているところは、動物の愛護だけではなく、管理だけではなく、動物

を適正に飼養すること、管理することで、動物に対する嫌悪感を持つ人が少なくなり、住民同士のトラブルも減少し、人と動物との共生が当たり前となるような状態を目指していくべきだと考えている。

○中村会長 ありがとうございます。現行の、船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインは、船橋市における猫の飼育管理の適正化を図り、猫に関するトラブルを減少するために作成されたものと前回の会議で説明があったが、見直し案では、飼い犬の適正飼養に関する記載も加え、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す指針となるものとするという説明があった。これについて、意見はあるか。

○平川副会長 内容についてということではないが、国のガイドラインは適正飼養ガイドラインと書いてあり、船橋市の場合は適正飼育ガイドラインである。飼育と飼養を使い分けているのか教えていただきたい。

○動物愛護指導センター所長 説明の中で、適正飼養という言葉を何回か使ったと考えているが、正しくは適正飼育で統一していきたいと考えている。

○平川副会長 現行のガイドラインは適正飼育、国のガイドラインは適正飼養となっており、意味が違うのかどうかと思った。

○動物愛護指導センター所長 市のガイドラインは、ねこの飼育・管理という使い方をしており、国のガイドラインは適正飼養という使い方をしているということで、この辺りの使い方について、まだはつきり見解がないので、これからこの意味について検討していくべきだと考えている。

○平川副会長 同じ意味であれば、文言を統一していただいた方が全体的には分かると思うので、お願いしたい。

○動物愛護指導センター所長 ありがとうございました。

○石川委員 今の飼育と飼養で、グーグルで調べてみたが、飼養は、主に家畜の動物、牛、豚、鶏、馬等に、飼料の餌を与えながら養い育てることという意味であり、飼育は、家畜・ペット等の動物を飼って育てることや動物を飼い馴らすことを意味として、

飼育と飼養の違いを書いてある。参考になればお願ひします。

○動物愛護指導センター所長 貴重な意見ありがとうございました。今後、船橋市としては、飼育という言葉を使っていきたいと思うがよろしいか。

○中村会長 それではこれからは、適正飼育という文言で統一したい。

○佐藤委員 ガイドラインについて、私はこの会議に来て初めて存在を知った。実際に現行では、このガイドラインは、どこで、どのような方に、どのように配布されて、部数としてはどの位発行されたか教えてください。

○動物愛護指導センター所長 何部出たかについては、はっきりとした把握はないが、これは平成23年に地域猫活動を推進するために、活動者の手引きとなるような物として作られており、主にホームページ等で公開している。あとは、地域猫活動の登録をしようとする団体等に配布した。

○駒田委員 話が戻るが、飼養と飼育について、動物愛護管理法では、飼養となっている。一切ペット等に関しても飼育という言葉は使っていないので、法律では飼養となっている。例えば、第7条の動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする等、法律上では、動物の飼養及び保管という書き方をしている。

○動物愛護指導センター所長 色々意見をいただいて混乱してきたが、法令では、飼養という言葉が使われているというお話をあった。こちらで条例を確認したところ、飼養という言葉を使っている。

○衛生指導課長 今所長から話があり、石川委員、駒田委員からそれぞれ意見をいただいた。私も手元資料を見て、条例も飼養、法律も飼養となっている。市の現行のガイドラインは飼育と表記しており、一度持ち帰らせていただき、今後市民に周知していく上でどちらの内容が分かりやすいか、適正な言葉かを検討させていただきたいと思う。

○中村会長 よろしくお願いします。以上でよろしいか。ガイドラインの見直しの方向性ということで、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す指針とする、国のガイドラインに即した内容に見直

しを行う、飼い犬、飼い猫、飼い主のいない猫の適正飼育についての記載とするということでおろしいか。他に質疑が無ければ、次の論点に移る。

次は、ガイドラインに記載していく項目について、意見をいただきたい。スライド6ページから9ページに市で記載を検討している項目が列挙されているが、ボリュームが気になるところである。国のガイドラインをベースに考えながら、記載の要否について意見を伺いたい。まず、スライド6ページのこれから犬や猫を飼い始める方について意見を伺う。条例改正の論点にもあったので、この項目に関しては記載するということでおろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 市から、具体的に記載したい項目の説明があったが、他に加える必要がある、この項目にはこういう内容を加えた方がよいといふ意見はあるか。

○石川委員 犬は、例えば極端な話だが、土佐犬や秋田犬等、大型で少し怖いといふか、狂暴で扱いを気を付けなくてはいけない犬がいると思う。ピットブル等。そういう犬の飼い方は、船橋市では何か決まりがあるか。

○動物愛護指導センター所長 特にその犬の飼い方のきまりはない。

○石川委員 他県では、特定犬種で飼い方のルールがあるところもあるようなので、もしそういう物があるのであれば、書いておいた方がよいと思ふつた。

○駒田委員 今の話だが、日本犬の6種について、動物愛護管理法では、指定犬に係る特例がある。これは、販売業に適用されているものであるが、北海道犬、秋田犬、土佐犬、甲斐犬等、日本犬保存会というものがあり、それに所属している繁殖者が繁殖している指定犬が6種ある。ただし飼養に関する規定はない。一昨年県の協議会で、闘犬等が千葉県内でも行われているので、そういうものに対し、条例等で規制できないかといふような話題はでた。まだ詰めている状況ではないが、そういう特定の犬に関して何か規制することはできないかといふ意見はで

た。

○中村会長 ありがとうございます。

○平川副会長 書いていただきたい内容で、飼つたらその家を空けて留守にすることはできないというような、要するに、飼い主の責務で、家族で旅行に行ってしまい猫だけ家の中で3日も残っていたという事例があつたので、そういうものを書いていただければと思う。書き方は別にして。

○南川委員 質問だが、環境省のガイドラインの中のコラムはガイドラインの内容か。コラムが何なのかといふところが全然分からぬ。ガイドランとコラムの関係性をどう考えているのかといふところの見解があれば教えていただきたい。

○衛生指導課長 市としての考え方が統一されているかは分からないところで申し訳ないが、市民に見ていただきたい、読んでいただきたい、手に取っていただきたいというところで、市の計画の中でも多々あるのだが、難しいことばかり書いてあってもなかなか市民にご覧になつていただけないというところで、表紙を工夫したり、身近に感じていただきたいようなコラムを掲載する傾向があるのかといふところがある。

○南川委員 結局、コアな部分のガイドラインに載せるところと、そこから漏れているところで、コラムやパンフレットに載せるべきところといふのも、他の委員から意見があつたら切り分けて検討していった方がよい。整理の仕方の問題ですか。

○衛生指導課長 ありがとうございます。前回の会議中でも南川委員からお話をあり、現状、これから見直していくガイドラインは、ガイドラインとして作りこんで、周知をする場合は、そこから切り離して市民に分かりやすい形で周知をしていくということは考えている。今回の作り込みの仕方は、コラムを入れたいということではなく、やはり、指針ということになると、コラムといふのは切り離して考えた方がよいと感じている。

○中村会長 現状、そのようなことでよろしいか。他に意見はあるか。

○駒田委員 先程に資料1-1の猫の飼い方のところ

で、猫が食べると中毒を起こす食品を掲載すると言ってくださった委員の方がいらっしゃった。ご存知かと思うが、猫は肉食なので、植物で猫に合う植物は実際はない。猫草とよく言っているが、今はあげない方がよいと言っている先生方もいる。それは、先生方の考え方であるが。本当は、上から入れて下から出すのが自然の方法で、毛玉が上から入ってきたものを、草を食べて吐き出すために食べるので、勘違いしてビタミンを補給しているとかいう方もいるが、猫は肉食であり、植物あまり猫に与えてよい物はない。私も猫のセミナーをしていて、猫に食べさせてはいけない物はこんなにありますとスライドに沢山書いた。私は、こんなに沢山あるので植物に気を付けてという意味で書いたが、中には、それを一つ一つ全部ノートに書き写している人がいて、私が次のページにしたら、全部書き写してないので前に戻ってくださいと言われた。そうすると今度、そこに書いてない物はよくなってしまう。なので、こここのところは書き方の工夫が必要かと思う。また、食べてはいけない物を入れていただけるのであれば、アロマも絶対に入れて欲しい。死亡事故が大変多くあり、部屋の中でアロマを焚いて猫が具合悪くなったり、ペット用の精油が入ったマッサージクリーム等を猫に使ったら、そのまま猫が呼吸困難を起こして亡くなったというケースを実際に沢山知っている。アロマは、猫、フェレットもそうだが、気を付けていただきたいと思う。アロマは、最近やっと色々なところで言われてきているが、まだまだ精油を売っている所で、猫にも大丈夫です、使えますよと平氣で言われる。やはり、ちゃんとした市等から発信をしていただきたいと思う。

**○中村会長** 私も、中毒を起こす食品を掲載することに関しては、個人的な意見だが、掲載していない物は大丈夫なんだと思い込む方が必ず出てくると思う。学術的にも、時代によって、私たちも昔はアボカドを食べなかったのに今は食べ、それを良かれと思って動物にあげて中毒等、沢山ある。文言にして書いてしまうと固定されてしまうという危険性がある。この辺りは、もし載せるとしてもかなり慎重にしなければいけない項目と思う。中毒というとどう

しても口から自然に食べることを考えるが、手足に付いた物を舐めるとか、猫の習性等によっても摂取の仕方が変わるので、これを書いてしまうと、大丈夫と書いてあったじゃないかということにもなり兼ねないので、この辺は慎重に、それぞれの項目に関しては皆さんで検討できたらと思う。

**○平川副会長** いまの議論のところで、嫌いな人が、猫に中毒を起こす食べ物だと知った時に、それをあえて与える可能性がある。だから少し怖いなと思っていた。

9 ページのその他のところの、関係者に自治会等とあるが、関係者ではない。自治会に、責務や役割等必要な部分はあるが、関係者の中に入れられると、町会自治会は飼い主のいない猫対策の関係者と決めつけてしまうので、これは、その他の項目に、町会自治会も関係するという項目は当然入ってくると思うが、関係者の責務、役割、連携の枠からは外していただきたい。一つ、町会等の責務、役割という項目を載せるのはよいが、関係者の中ではないという感じがする。

**○中村会長** ありがとうございます。順次スライドを一枚ずつ追っているところで、スライド9ページでまた意見を伺えたらと思う。スライド6に関して、以上でよろしいか。

**○南川委員** 与えてはいけない植物や食品について、それは動くものであって、ガイドラインに一回載せてしまうと固定化してしまうと思う。獣医師会やどこかの団体等でホームページに載せているのであればそれを最終的に案内するようなものを載せ、ここにバシッと書くよりは、専門的なところを案内する方が無難なのではないか。そういうのは、コラムやお知らせ等で、ガイドラインに載せるのならば、猫や犬に餌を与えるときは、中毒を起こす食品もあるのでご注意くださいのような簡単な記載はすべきだが、それ以上については、案内を載せる等に留めるのがよい気がする。

**○中村会長** 私もその方が無難と思っている。獣医師会で中毒のリストが出ているかというと不明だが、リストは流動的というのが根底にあるので、どこも恐ろしくて出せないというところがあるのかもしれない

い。南川委員が仰ったように、そこに全てを集約するのではなく、外部にどんどん飛んでいけるような形にした方が今の情勢からみてもよいのではと思うところがある。スライド6ページに関してはよろしいか。

次に、スライド7ページ犬の飼い主の方へについて意見を伺う。市から、具体的に記載したい項目の説明があったが、他に加える必要がある内容はあるか。

○駒田委員 シルバー世代とペットの部分で、国でもチラシ等を出しているが、千葉県で出しているのはご存知か。最近作った物で、よい資料だと思うので、ペットと暮らすシニア世代の方々へという資料もあるので参考としても良いと思う。今は、シルバーに限らないが、若い方でも例えば病気になったり、怪我をしたりすれば、飼育が継続できない場合もあり、行政書士に話を聞くと、ペットのための遺言書を頼まれるという話をよく聞く。そういうことを頼めるところもあります位の案内をしてもよいのかと思う。

○中村会長 ありがとうございます。他に何か追加した方がよい内容等はあるか。

○切替委員 犬と猫と一緒に載せることについて、猫の部分が犬のおまけのようにならないか。犬と猫を分けて作るのはどうか。

○中村会長 どのような方針で考えたらよいか。

○動物愛護指導センター所長 方針としては、国のガイドラインを参考に、犬の飼い主も猫の飼い主も、猫だけでなく犬もという流れで作成しようと考えている。ガイドラインは、結構なボリュームになってしまふが、ガイドラインの、例えば犬のフレキシブルリードの部分等、それぞれ必要な項目毎に抜き出した形のパンフレットを検討している。議会でも、条例を読む人はいない、ガイドラインを作っても読む人がいないと指摘があり、必要な人に必要な部分を分かりやすい形のパンフレットとして、このガイドラインとは別に作っていきたいと考えている。そういう考え方はいかがか。

○中村会長 ガイドラインなので、パンフレットと

は異なってくる。猫に関しても、犬のおまけになるくらいのボリュームが載せられるかというとそうではなくて、すごく研ぎ澄まされた限られたものしかボリューム的に載せられないのではと個人的には思っている。決して猫がおまけという感じではない。どちらもおまけにはならないバランスを感じるので、パンフレットではなく、ガイドラインとしての認識と思っている。

○動物愛護指導センター所長 今、切替委員から分けたらどうかという意見もあったが、事務局では、国のガイドラインに合わせた形でと申し上げたが、この会議の中で、分けた方がよいという意見を議論していただいて必要であれば、その方向で考えていくのもよい。

○保健所長 今のような意見も当然考えなくてはいけないが、行政側の都合で、条例が無事に改正されたら、その施行が夏頃を予定している。ガイドラインについても、議論に入ったばかりなので、ここでの協議が速やかにできて我々事務局もまとめあげられるかという課題はあるが、できればガイドラインも7月までには整理して条例と同時に施行できる形になればと思っている。そうすると、猫は猫、犬は犬と細かく言っていると、時間的に非常に厳しいため、現状のガイドラインが条例案とも食い違つてしまふので、まずはそこの直すべきところを直していく、今後内容が足りないということになり、その先でやはり犬と猫を分けてしっかりと書くべきだということがあれば、その時に考えたいと思っている。ご理解いただければありがたい。

○中村会長 よろしいか。

○平川副会長 この会議を行う中で、猫の飼育について行う中で、前回もあったが犬についても相当この会議に盛り込まれてきた。犬の飼い方も併せて、猫の会議だが犬の部分についても心配事がでてきたということだったと思う。そういう中では、私としては、犬の部分も同じように入れた方がとりあえずはよいという気がする。

○中村会長 ありがとうございます。今のところ、そのような方向でよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 それでは、次の論点に移る。スライド8ページ、猫の飼い主の方へのスライドについての意見を伺う。他に加えた方がよい項目等がある方はいるか。

○駒田委員 国のガイドラインに基づいて作られるということで、このガイドラインは平成22年で少し古い。平成22年は、東日本大震災の前です。また、動物愛護管理法の前回の改正の前です。それを考え内容を見ると少し古いと思うところがある。そこは、適宜丸写しではなく、少し考えていただきたい。また、災害のところで、飼育手帳、ペットの写真、治療中の病名、連絡先等が必要ですとあるが、ペットの写真は以前は持ち歩きましょうと言っていたが、最近はスマホに入っているればその方が簡単に印刷ができる、実際の紙の物を持ち歩くよりは、スマホに入っていた方がよいというのが、東日本大震災の後から言われてきている。また、最低5日分と言うが、以前は最低5日分だったが、東日本大震災から7日と言うようになってきている。船橋という地域を考えれば、7日と言うこともないのかと思うが、特に猫に関しては、食べ物の嗜好が激しいので、今まで食べていた物を、今日いきなり違う物を与えてもそうそう食べない。また、犬でも猫でも、切り替える時に、今までこのフード、今日からこのフードといつても、やはり成分が全然違うので、そういうふた与え方をしてしまうと体が受け付けなくて下痢をしてしまったり、吐いてしまったりということもある。そういうこともあり、切り替えの時期を考えると、1週間、2週間分は、本当はストックしておいた方がよいと考える。人間の食べ物もそうだが、食べながらストックを置いていくローリングストックが犬や猫のフードもよいと思う。

○中村会長 ありがとうございます。他に意見はあるか。ないようなら、スライド9ページに移る。スライド9ページ、飼い主のいない猫対策、その他について意見はあるか。先程、平川委員からあったが、自治会からは。

○泉谷委員 同意見です。

○中村会長 これは、自治会を入れないでほしいと

いうことか。

○平川副会長 その他に自治会が入るのはよい。しかし、関係者の中に入ると、ボランティアや動物取扱業者と同様に責務や役割が違うかもしれないが全部係ってくる。要するに、町会自治会は、猫の飼養の関係者ではない、飼養している人の関係者ではあるが、というふうにしてくれないと少し厳しい。その他の項目の中に入ってくるのはよい。町会自治会の役割の中で連携等がありますという表現の仕方にしておいていただきたい。

○衛生指導課長 申し訳ございません。資料の作りこみの仕方が、関係者の括弧で括ってしまい、それぞれ関係者の括りの中で、それぞれ責務があるところないところ、役割があるところないところ、連携をしてほしいところ、という括りがそれぞれあるが、ここで一つの括りで、責務、役割、連携と表記してしまいましたので、誤解を生じるところがあり申し訳なかった。今後、作りこんでいく中で、町会自治会の立場等、ここ違うというような内容があれば、その時その時で意見をいただき調整をさせていただきたいと思う。

○中村会長 よろしいか。他に意見はあるか。ないようであれば、スライド10ページ以降に協議を進める。

スライド12ページ猫の分類と考え方について質疑や意見はあるか。ないようであれば、南川委員にこのチャートで法的な解釈で何か問題はあるかどうか教えていただきたい。

○南川委員 以前説明したとおりとなっているので、分類としてはこういう整理になるかというところである。地域猫と野良猫の違いが、地域の合意有り無しというのが、法的概念は関係ないが、地域猫だと地域猫活動者が思えば地域猫になるかと思うので、こういうことになると思う。

○中村会長 ありがとうございます。

○駒田委員 どこで質問しようかと考えていたが、よく猫の所有、占有という。所有は分かるが、所有と占有の違いは猫の場合は何なのか。例えばマンションだと、所有者というのは、マンションのオーナーや部屋のオーナーになる。占有者は、住んでいる

人ということではつきりと分かる。猫の場合の所有、占有とは。必ず、占有という言葉が出てくるが、占有という言葉が出てくると分からなくなる。猫の場合、所有とどう違うのか、南川委員の見解があれば教えてください。

○南川委員 所有者は自分の猫というところであり、占有している猫とは、排他的かどうかは別にして自分が管理している、自分の責任でやる意思を持ってるというところになる。所有者がいなくても、結局野良猫でも自分の庭で囲って出られないようにしたとか、そうなったら自分はその猫の所有権は主張しないけど、占有権が発生するということが法的にはあり得る。所有者でなくとも、猫の占有者となれば、猫がふん尿や車に被害をすれば、損害賠償請求を受ける立場になる。それが責任の所在というところで、区切りの一つと考える。

○平川副会長 介助犬や警察犬等が、高齢で役職を解かれたときに最後を看取ってくれるボランティアの人たちがいる。例えば、そのような人たちや、旅行に行く時にペットホテルに預けるとその瞬間は、預けられた人が占有しているということなのか。あるいは、里親を探してくれている団体等が保護した猫を一時的に預かって里親を探す、その時点では所有者はいないけど、その猫を占有しているのは里親を探している団体ということなのかと思っていたがいかがか。

○南川委員 管理者と理解しても大差ないと思う。

○切替委員 野良猫が勝手に家に来て、少しご飯をあげる。自分からあげに行くのではなく、家に来た猫にいつも来るとあげるというのは。

○南川委員 それがどの位の時期とか、程度にもよるかと思うが、猫が勝手にきて何回かあげていたくらいなら占有者にならないが、毎日来て、猫が自分の家の庭から全然でていかない、逆に出でていかないように堀を囲ってしまうとか、そこまでやると占有者というような扱いとなる。どこまでがどうなのかは、事案によりけりなので、一般的には言えないが、これまでの裁判の判例等では、囲う等すると占有者になるというはある。

○切替委員 野良猫で、3軒くらい家を持っていて、持ち回りでご飯をもらって、囲われていないで、行った家からご飯が出てくる場合は。

○南川委員 その程度だったら、占有者まではいえないと思われる。もちろんそれが生まれてからずっと何十年ずっとやってたという話だと別かもしれないが。一時的にその程度だったら占有者までならないというのが考え方になると思う。

○石川委員 家にも何匹か猫が来るが、手術をしてない猫は捕獲をして手術する。手術まで携わってしまうとどうか。

○南川委員 手術に携わるのが何なのかという話は難しいが、手術をしてその後ずっと面倒を見ていく等、そういう話になっていくとまた別だが、一時的に不妊手術のためにキャッチしてリリースする程度であれば占有者にはならないと思う。地域猫や野良猫という扱いになってくる。

○平川副会長 逆の発想になるが、占有を主張してその猫がいたずらをされた、あるいは不妊手術をされたとすると、占有者が私の所で毎日餌をあげている猫になぜ手術をしたのか、器物破損ではないかという話にはなりませんか。町会自治会としてのような心配がすごくある。

○南川委員 逆に飼い猫だと主張するのなら、何かしらの行動を起こしている、首輪やマイクロチップを入れている等と。何もなくて野良猫にたまに餌をあげているだけで自分は占有者というのであれば、何か迷惑をかけたら責任を取るのですかという話になるので、裏表の関係ではある。

○中村会長 なんとなく理解していただけたか。本当に細かく突き詰めると、結局その本人たちの意思の問題なので、都合がよい時は所有者であり、都合がよい時は占有者と、ころころ変わる人が恐らく多いと思う。なんとなく分かっていただけたら、今後占有とかなりの頻度で出てくると思うので先に進めるがよろしいか。ボリュームが沢山なので、次に進めさせていただきたい。では、13ページの屋外の猫による問題点と必要な対応について、所有者、占有者だけでなく、地域猫活動を含め給餌する方に猫に

よる被害について責任をもって対応をしてもらうことを求めるという考え方等について質疑、応答や意見はあるか。

○駒田委員 後で出てくることだが、前回は責任を市にしたために色々不具合が出てきた、だから餌をあげる人が苦情への責任や対応をとりましょうということだと思う。しかし、私はそこには反対です。市としても、地域猫をやってくださっている方には感謝をしているわけで、やっていただいていることで猫が増えないとか、色々管理をしていただいている。なので、自分たちの責任で勝手にやりなさいではなく、市だけの責任ではないと思うが、もちろんその場その場の色々な環境があると思うので、市と地域猫をやっている方々と両方で解決していくかといけないと思う。この資料を見て、チェックを付けた全てのところで、始める時でも、やっている中でも、地域猫を実施してくださっている方々、ボランティアの方々と市が一緒になってまず始めること。地域の理解を求めるのも、町長に判断をもらってきてなさいではなく、市の職員の方々もボランティアと一緒にあって、今度こういうのを始めますというのを説明しなければいけないし、苦情が出た時には、そこの管理者、ボランティアの責任ではなく、ボランティアと市とで解決していくべきことではないかと思う。今回の改正で、ボランティアへの責任をかなり重くしているというのは、私はすごく違和感がある。

○中村会長 ありがとうございます。スライド13ページに関して、何か追加することはあるか。

○泉谷委員 ここにトイレの設置はあるが、地域猫で餌をあげきちんと管理している方で、トイレを準備している方の実態が想像つかない。どのような状況になるのか、もし分かれば教えていただきたい。猫は、しつけでここにしなさいと教えてできるようなことがない感じである。問題が起きやすいのは、ご近所の花壇や庭等の土の柔らかいところで用を済ませて、それで知らん顔というケースが多くある。それが、町会に、あそこで猫に餌をあげているからこうなんだ、会長どうしてくれるというような話が非常に多い。私も分かってはいるつもりでも、トイ

レについての把握が完全にできていない。時には、すぐ近くに公園があり、公園の砂場が逆に格好のトイレになっているという話も聞く。すると、我々自治会に公園の管理、清掃が任されているので、砂場に猫のふんがありすぎて困る。これは、確かに野良猫もあると思うし、地域猫の物もあるかもしれないが。地域猫で餌をあげて管理していますといつても、猫がどういう状況か非常に分かりにくい。近所なので、特にそういう被害が出てくると、近所から苦情が出てくるということになる。問題が起きやすいのがトイレなので、トイレについて状況が分かれば教えていただきたい。

○動物愛護指導センター副主査 実際に現在市に登録していただいている地域猫活動団体のところのトイレを見せていただくと、屋根があり、猫の砂を置いてくださっている方もいるし、川砂のような柔らかいものを置いてくださっているところもある。そこで実際にふんをしますかというと、あまり少ないですと言われる方もいらっしゃる。やってますという方もいらっしゃる。やはり、ふん尿の問題が一番のトラブルの原因になると思うが、トイレを設置したから100%そこでふんをするかというと、そうではない。平成23年の時にガイドラインを作つて地域猫活動を導入した当初の考え方は、今10個外でふんをしていたら、トイレを作ることで、トイレで5個すれば周りに被害があるのは5個に減りますということで始めていた。やはり、トラブルになってしまうのは地域猫活動とは考えない。そこで餌を与える限りどこかでふんはするので、トイレで3個すればよいが、7個違うところでしてしまったものについては、どうやって対処していくましょうというのを含めて話し合いをしてから始めないとトラブルになってしまうと考えている。ある町会は、ご飯をあげている所ではなかなかふんをしないので、公園の隣に餌場があり、公園にやはりふんをされて、砂場がトイレになってしまったので、砂場にネットを張った。そうしたら、公園の花壇でトイレをするようになり、毎日そこを清掃していますというような町会があるので、そのように、地域で解決していかなければと考えている。

○駒田委員 人間が暗い所、狭い所でトイレをしやすいので、猫もそうなのだろうと思っている人がいるが、本当は逆で、猫のトイレは広い方がよく、家庭でも理想のトイレは衣装ケースにいっぱい砂を入れて、あの位のサイズがあった方が実は猫としては落ち着いてトイレができるというようなことがある。それを勘違いして、まちを歩いていると、暗い隅の方にトイレを置いている方々をよく見かける。こういうところではなかなかしないのではないかと、もちろんする猫もいるかもしれないがと思う。さっき話があったように、砂場でするのであれば、例えば、砂場の近くにしてもよい場所を作るというのが、猫は、地域猫も野良猫も飼い猫も全部同じで、猫がやりたい事を考えて先回りしてそれをやる。やって欲しくなければ、できないようにする。犬と違い、犬はしつけ、ここがトイレですとするが、家の場合はここがトイレと教えるが、外の場合は教えてもやりたくないければ絶対にやらない。いつもやっている所が逆に分かれば、その所にトイレを、やってもよい場所を作るというのが猫の適正飼養という考え方みるとそういう形なので。やはりそこは、創意工夫と、根気が必要になるかと思う。ここに猫のトイレを作りましょうと、人間目線で都合のよいことを言っても、それはいかない。先程仰ったように、食べるところとトイレすることは離れていいなければならないという猫の流儀があるので、そのところはガイドラインに盛り込んでいただいて、そういうことが分かったうえでトイレの設置をしていただけたらよいと思う。そしたら、10個のうち7個外ではなく、10個のうち5個外位になるかもしれない。本当に、追いかけっこと思っていた方が、犬とは違うので、よいかと思う。

○中村会長 ありがとうございます。理想論というか、こうあるとよいというものをガイドラインに載せていただいて、その後、行間を読んでいただく等という世界になるが、なるべく、皆さんのが読んで分かるようなものにしていきたいと思う。

スライド14ページに移らせていただく。飼い主のいない猫対策について、TNRや地域猫活動、引取

り等の選択肢の中の組み合わせから、それぞれの地域の実情を踏まえて対策を検討していただくという説明について、質疑や意見はあるか。

(発言者なし)

○中村会長 スライド15ページについて、飼い主のいない猫対策についてそれぞれの位置づけの例示に関して何か質問や意見はあるか。

○石川委員 猫の引取り、環境被害がある場合というのがあるが、一個人の方から、庭に猫が色々悪さするから捕まえて引き取ってもらえませんかという場合に、猫を捕まえて愛護センターへ連れていくという流れになっているのか。

○動物愛護指導センター所長 動物愛護管理法第35条第3項に該当する。動物愛護管理法第35条第3項には、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるかどうかというところで引取りができる。周辺の生活環境が損なわれていない状況であれば、センターとしても引取りたくなく、引取って譲渡や場合によっては殺処分になることもある。周辺の生活環境に支障を生ずる恐れがない場合は、センターは引取りを拒否することができる。なので、対策として、TNR、地域猫活動をし、それでも駄目な場合、どうしても地域の環境が損なわれている場合には引取りという方法も選択肢の一つとしてあると考えている。できれば、TNRや地域猫活動で地域の問題が解決できるのが一番よい方法だと思っている。

○石川委員 市では、簡単に引き取るという訳ではなく、できればご自身で対処してくださいという回答をされるのか。

○動物愛護指導センター所長 そこは、生活環境が悪化しているという状態が生じている時に、例えば我々がそこに行き、猫を捕獲して連れてくるというようなことまではしていない。どうしても困って相談をいただいた時に、それはやむを得ないので引き取ります、場所を指定して、センターにまで持ってきてくれば引取りに応じますというようなアナウンスはさせていただく。

○石川委員 分かりました。ありがとうございます。

○駒田委員 それは、地域猫として市に登録してい

る団体が管理している猫でもということか。

○動物愛護指導センター所長 適切に地域猫を管理すればそういうことは生じてこないと思う。例えば、不適切な給餌や給水により、生活環境が損なわれる事態が生じた場合ということになる。適切に地域猫の管理ができていないところには、市の役割としては、指導をしていくことから始めていくと考える。

○駒田委員 先程平川委員が仰ったように、色々な方がいて、トイレの話ではないが、トイレは一朝一夕にできる訳ではなく、そこで必ずしてくれる訳ではなく、色々な所にそそうをしながら、だんだんと出てくるものと思う。その練習をしている中で、家に2回もふんをされたと、やはり嫌いな人にとっては1回でも嫌だと思う。1回なり、2回なりふんをされたと勝手に捕まえ、センターに持ってこられた時はどうするのか。

○動物愛護指導センター所長 その前に、例えば地域猫活動を行い、ふんの始末等で同意ができるのではないかと思う。ふんをした場合に活動者が拾いに行くのか、それともそれぞれの家庭で始末するのか、そういったルール作り、地域の合意、地域の理解が必要である。そういうところを、今回のガイドラインの改正で落とし込んでいき、トラブルが生じないようにしてもらうということが目的、狙いだと考えています。

○駒田委員 そうだと思うが、持って来られた場合、市としてはどうされるか。

○動物愛護指導センター所長 持ってきた場合、周辺の生活環境が損なわれる事態であるということならば、よくよく話を聞いて引き取るか引き取らないか判断すると思う。

○駒田委員 分かりました。ありがとうございます。

○中村会長 他に意見はあるか。なければ、次のスライドへ進めさせていただきます。スライド16、17ページにわたって、市が考える地域猫活動について活動のポイントが記載されている。これが、船橋市で地域猫活動を行う時の要件のようなものになってくると思う。地域猫活動を行うにあたり、地域の合意は重要という認識でよろしいか。度々出てくるワードだが。町会自治会の合意となると、町会の大

きや会長の任期等、各町会自治会で事情が各々違うと思うが、町会自治会の代表をされている御二方から何か意見があるか。

○平川副会長 地域住民の合意はよいが、町会自治会の合意は、どの程度まで合意が必要なのか。総会をかけ、多数決で了解といったら合意なのか、町長が判子押したら合意なのか、その辺が難しい。それで、町長の責任にかかってきてしまうことで、今年で町長終わりだから判子押してやるという人がいた時、次の人がそんなの知らないよという話になる。非常に町会自治会の合意となると難しい。書き方の問題だが、町会自治会の理解ということを聞いていただくと、理解して判子を貰ってきてということになる。合意形成してこいということになると、町長は、役員会で了解をとったのか、総会をかけて了解をとったのかという話になる。町長が勝手にやったのかと、町長に責任を負わせることになるので、記載の仕方を検討してほしい。町会自治会も決して協力しない、理解しないということではなく、町長自体も苦情があり困っている訳なので、そういった部分では協力したい部分も沢山あるので、その辺の書き方は非常に難しいがお願いしたい。

○泉谷委員 平川委員が仰ったように、町会自治会の会長は、1年交代の町会自治体が、市の町会自治会の8割位が毎年変わる。前会長が判を押して、今年もお願いしますといった時に、知らないよということになってしまふこともある。そういったところで、地域猫に関してどれだけ町会自治会の会長が理解できているかというと、ほとんどない。こういうシステムでやっていること自体理解できていない。なので、そこを理解していただくことがまず第一です。もし理解していただいても、そのように1年ずつ交代であれば、前会長が押したけども、次の会長は押さないということにもなり兼ねない。これを頭に入れた上で、今後どう対応していくか考えていただけないと非常に難しい問題が起きてくると心配している。

○中村会長 貴重な意見ありがとうございます。

○駒田委員 逆に、ボランティア側から見ていて、例えばお腹が大きい猫で、とにかく早く手術をした

い、地域猫として認めてもらいたい、町会長に判子を押してと言つても、自分一人では押せない、みんなで総会するから。総会はいつですか。来月だよ。来月の総会まで待つてと言つてゐる間に、赤ちゃんが生まれてしまう。増やしたくないと思ってやつていたのに、増えてしまう等、色々問題があり、町会自治会の合意という部分は、現場としても色々問題が多いと聞いている。もちろん地域の皆で理解して、見守つていかなければいけないが、なかなかそういうところは、現場としては難しい。

○中村会長 ありがとうございます。同じスライドで、活動者の明示、管理する猫の明示や、地域猫活動者が猫に関する苦情やトラブルに責任をもつて解決する等の要件があるが、これらに関して質疑や意見はあるか。

○駒田委員 先程の意見は、ここで言うべきだったと思う。地域猫活動者の中から代表者を決めて、猫に関する苦情やトラブルを責任を持って解決するというのは、現実問題として難しい。私のようなタイプの人がそこにいたら、ごめんなさい、ごめんなさいとにかく謝つていくことはできると思うが、私は逆にボランティアみたいに、毎日足しげく通つて猫に餌をあげたり等ということはできないと思う。やはり、得手不得手というのは人によってあると思う。一生懸命やってくださっているボランティアに、あなた責任者になりなさい、苦情の窓口になりなさい、解決しなさいというのは酷だと思う。また、次の行にある、新しい飼い主を探して飼い猫にするように努めるというのも、これは市主導でやつていただきたいと思う。市主導で、地域猫をやつている所に、どのくらい地域猫がいるか、それを例えれば写真を撮つてホームページに載せる等、一生懸命市が推奨してやついくことであつて、一生懸命餌をやつてくださっているボランティアに新しい飼い主を探しなさいというところまでは言つべきではないと思う。実際行つてゐる石川委員としてはいかがか。

○石川委員 今はもうTNRをしているが、船橋市がこの事業を始める前から、まだTNRというシステムを知らなかつたので、1匹ずつこの猫を捕まえ

たらちゃんと最後まで飼つてあげなくてはということで増えることになった。今でこそ、TNRをして、外で地域猫となり、慣れている猫は結構いるので、なんとか飼い主を見つけてあげたいと思うが、一時預かりができない。家はいっぱいなのでいれられないし、周りもそういう方は、やはり皆多頭飼いをしている人ばかりなので、なかなか新規で一時預かりをして下さる方がいない。また、私の探し方が悪いのかもしれないが、なかなか最近欲しいという方がない。一方、一時預かりをしている団体等に里親を探してくださいとお願いするのに、1匹3万円、4万円と有料だったらお預かりできますということで、探してもらうことはできなくはないが、個人では費用の問題があり、なかなかそこまでできない。猫の数も多くきりがないが、できるだけ助けたいので、市に一時的な預かりのシェルターがあるといいかと思う。勝手に理想論を述べてしまうが。愛護センターで、この子を募集しています等できないか。それをしてると、市で募集している猫がすごい数になつてしまふかもしれないが、そういうことで募集がかけられたらいよいと思うがいかがか。

○動物愛護指導センター所長 センターで一時預かりは難しいと思う。それでなくても、春先になると小さい猫がどんどん集まつてしまつ。それを我々は譲渡に向けて取組みを十分しており、もっとやるとなると、申し訳ないが難しいと現実的には思う。

○駒田委員 ミルクボランティアは船橋市でやつてゐる。そういう仕事を特定した、2頭位なら預かれます、3か月なら預かれます等、そういうことだけをするボランティアの役割としてはよいのではないか。後は、餌やりは、例えば病気になれば放つておく訳にはいかないので、病院へ連れていく。処置してもらつたりとか、例えば注射が必要であればしてもらつたりとか、そういうことを全部自腹でしてくださつて。餌代ももちろんそうである。だから、もうこれ以上負担はかけないでほしいと思うのが、私の本音です。なので、それぞれ、探すボランティア、例えば、ホームページを作ることが得意と

か、何かで探すことが得意な人とか、いつもフェスティバルでセンターにいる動物を募集したりとかしていたが、何か市のイベントや広報で募集するとか。私の友だちでペットショップから猫を買ってきていた人がいて、なぜペットショップから買ってきたのときいたら、どこからもらってくるのと言った。センターに行けば沢山いるのに、それを知らない一般の方々は沢山いる。なので、色々そういうところを結びつけるというのは、やはり市でないとできないと思うので、まずやはりボランティアの負担を減らすこと、役割分担をしていって、市でうまくまとめていただけないかと思う。

○平川副会長 今仰った、ご自分で手術をしてというのは、全くうちと同じ状況です。地域猫活動とTNRを少し離していただくと、事業としても少しやりやすいかと思う。なぜかというと、私も去年4匹自分の家に連れて来られてしまったから、保健所に持っていくわけにもいかないので、仕方なく預かり、手術をして家にいる。この前の会議の時に、人がよ過ぎるとここで怒られたが、周りの人は、あなたの町長だろうという目で見る。そうすると、町長だからそのくらいやって当たり前だという風潮もある。そういうことから、やらざるを得ないという部分もあり、そういう活動をこまめにしてくださっている方は沢山いらっしゃると思うが、なかなか、TNRはそういう人たちにすぐに使えるシステムにならない部分があると感じている。なので、ここで地域猫活動という中に全てTNRを含むのではなく、TNRはTNRとして、なんらかの対策というのを、もう少し住民が理解しやすいような形、目的は何ですかというところで、地域の野良猫を減らす、要するに、飼い主のいない猫を減らすということが目的なのであれば、その部分のTNRというのをもう少し特化をして、誰もが利用しやすい制度というのを作っていただければありがたいと思う。

○南川委員 市としても猫の問題に関与するのであれば、地域猫活動は重要だとこれまで聞いている。これまで聞いていると、地域猫活動をボランティア精神で頑張ってくださっている方がいて、市として制度をどうするかという時に、登録してやってもら

うのはよいが、地域の合意等が大変で、登録したはいいが、その見返りという言い方が正しいかどうか分からないが、登録したからといって、優遇を受けられるか等ないと、制度として、地域猫活動の登録をしてやっていこうと促進しないと思う。地域猫活動が重要だというところで、地域の合意をもらってやって欲しいということであれば、お金の問題なのか、それとも市で引取り先を見つけるとか、ボランティアを活用できる等という、ボランティア活動をしている方のニーズに市としてどういう見返り、恩恵を与えるかというところを考えていかないと、地域猫活動が発展していかないのかというところが、これまでの議論を聞いていての感想的な意見です。

○中村会長 皆さん余りにも意見が多く、おそらく今の貴重な意見は、事務局が持ち帰っていただき、検討していただけると思うが、一つ一つの結論はこの場では出ないのは申し訳ない。沢山意見をいただきありがとうございます。他に意見はないか。無ければ、スライド18ページのその他として、地域猫活動者からの意見聴取の要否の検討とあるが、前回の会議の後に、実効性のあるガイドラインとするために、実際の活動を見たり、活動者から意見を貰った方がよいのではという意見がありました。可能であれば、この会議にご出席いただければと思うが、そのような方向でよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 今後の予定としては、4月、5月、6月と月に1回会議を行う予定ですので、その時にどなたか来ていただけたらと思うが、適任の方がいるという意見があれば。

○駒田委員 船橋市にも、千葉県の委嘱を受けた動物愛護推進委員が何人かいいると思うので、まずは推進員で地域猫のことをやっている方がファーストチョイスかと思う。

○中村会長 推進員でどうかということであるが、よろしいか。

○動物愛護指導センター所長 我々も同様の事を考えてるので、意見として承りたい。

○中村会長 では、この意見聴取の要否については、必要であるということ、機会があれば、この会議に

ご出席いただき、意見をお伺いするということでよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

## （2）次回の会議について

### 【説明】

○動物愛護指導センター所長 資料2をご覧ください。本日、第13回動物愛護管理対策会議を実施し、色々な意見をいただいた。本日の意見を内部で検討し、次回は、4月21日水曜日ということで、内諾をいただいているので、第14回の会議を開催したいと考えている。この中で、たたき台を示し、皆さまから意見をもらう形で示したいと考えている。また、4月1日に、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正ということで、改正条例が公布されるので、その説明を行う。

また、令和3年5月下旬、6月と月に1回ずつ対策会議を開催し、ガイドラインの見直しについて協議していきたい。できれば、5月に参考人として、地域猫活動に携わっている方にこの場で意見を聞けるように進めてまいりたい。

6月の下旬には、改正案を示し、最終的な意見をいただくという運びで検討している。説明は以上です。

○中村会長 お聞きのとおりです。本日説明のあつた、船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインの見直しについて、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について、を次回の議題としていると思いますが、よろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 では、次回の会議では、事務局提案のとおりとする。なお、次回の会議ですが、日時は、4月21日水曜日午後2時から午後4時、会場は、保健福祉センターの本日と同じ部屋を予定している。よろしくお願いします。他に何かご発言はあるか。

（発言者なし）

○中村会長 以上で、第13回動物愛護管理対策会議を閉会する。

### 午後4時15分閉会

### 【閉会後】

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

### 【出席委員】

中村会長  
平川副会長  
泉谷委員  
切替委員  
駒田委員  
石川委員  
佐藤委員  
南川委員

### 【欠席委員】

なし

### 【関係職員】

筒井保健所長  
小出保健所理事  
松野保健所次長  
岩田衛生指導課長  
竹田衛生指導課長補佐  
鈴木動物愛護指導センター所長  
千葉動物愛護指導センター副主査  
小林動物愛護指導センター主任技師

### 【傍聴者】

5人